

## 協議項目 8 「地方税の取扱いに関すること」

協議項目 8 「地方税の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成 15 年 7 月 10 日提出

前橋広域市町村合併協議会  
会長 萩原 弥惣治

### 地方税の取扱い

地方税の取扱いについては、前橋市の制度に統一する。  
ただし、国民健康保険税の税率については、別途定める。

1 個人市町村民税	前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<p>納税義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有する個人 均等割 + 所得割</li> <li>・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者 均等割</li> </ul> <p>均等割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税率 2,500円/年 (標準税率)</li> <li>・非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 × 315,000円 + 216,000円</li> </ul> <p>所得割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税率 標準税率</li> <li>・非課税基準 350,000円 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 × 350,000円 + 360,000円 (加算額は、所得割、均等割とも控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算)</li> </ul>	<p>納税義務者 左記同様</p> <p>均等割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税率 2,000円/年 (標準税率)</li> <li>・非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 × 280,000円 + 192,000円</li> </ul> <p>所得割 左記同様</p>	<p>納税義務者 左記同様</p> <p>均等割 左記同様</p> <p>所得割 左記同様</p>	<p>納税義務者 左記同様</p> <p>均等割 左記同様</p> <p>所得割 左記同様</p>	

議案第 2 5 号参考資料

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<p>納期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 期 6 月 1 日から同月 3 0 日まで</li> <li>・ 第 2 期 8 月 1 日から同月 3 1 日まで</li> <li>・ 第 3 期 1 0 月 1 日から同月 3 1 日まで</li> <li>・ 第 4 期 翌年 1 月 1 日から同月 3 1 日まで</li> </ul>	<p>納期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 期 7 月 1 日から同月 3 1 日まで</li> <li>・ 第 2 期 9 月 1 日から同月 3 0 日まで</li> <li>・ 第 3 期 1 1 月 1 日から同月 3 0 日まで</li> <li>・ 第 4 期 翌年 1 月 4 日から同月 3 1 日まで</li> </ul>	<p>納期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 期 6 月 1 日から同月 3 0 日まで</li> <li>・ 第 2 期 8 月 1 日から同月 3 1 日まで</li> <li>・ 第 3 期 1 0 月 1 日から同月 3 1 日まで</li> <li>・ 第 4 期 1 2 月 1 日から同月 2 0 日まで</li> </ul>	<p>納期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 期 7 月 1 日から同月 3 1 日まで</li> <li>・ 第 2 期 9 月 1 日から同月 3 0 日まで</li> <li>・ 第 3 期 1 1 月 1 日から同月 3 0 日まで</li> </ul>

2 法人市町村民税

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<p>納税義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内に事務所又は事業所を有する法人 均等割 + 法人税割</li> <li>・ 市内に寮、宿泊所、クラブ、その他これに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの 均等割</li> <li>・ 市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの (収益事業を行うものを除く) 均等割</li> </ul>	<p>納税義務者 左記同様</p>	<p>納税義務者 左記同様</p>	<p>納税義務者 左記同様</p>

議案第 2 5 号参考資料

前橋市			大胡町			宮城村			粕川村		
均等割 制限税率（ 下表のとおり）			均等割 標準税率（ 下表のとおり）			均等割 左記同様			均等割 左記同様		
法人等の区分		税率	法人等の区分		税率	法人等の区分		税率	法人等の区分		税率
資本等の金額	市内従業者数	(年 額)	資本等の金額	町内従業者数	(年 額)	資本等の金額	町内従業者数	(年 額)	資本等の金額	町内従業者数	(年 額)
5 0 億円超	5 0 人超	3,600,000円	5 0 億円超	5 0 人超	3,000,000円	5 0 億円超	5 0 人超	1,750,000円	5 0 億円超	5 0 人超	3,000,000円
1 0 億円超	5 0 人超	2,100,000円	1 0 億円超	5 0 人超	1,750,000円	5 0 億円以下	5 0 人超	1,750,000円	1 0 億円超	5 0 人超	1,750,000円
5 0 億円以下	5 0 人超	2,100,000円	1 0 億円超	5 0 人以下	492,000円	1 0 億円超	5 0 人以下	410,000円	1 0 億円超	5 0 人以下	410,000円
1 0 億円超	5 0 人以下	492,000円	1 億円超	5 0 人超	480,000円	1 億円超	5 0 人超	400,000円	1 億円超	5 0 人超	400,000円
1 億円超	5 0 人超	480,000円	1 0 億円以下	5 0 人以下	192,000円	1 0 億円以下	5 0 人以下	160,000円	1 0 億円以下	5 0 人以下	160,000円
1 0 億円以下	5 0 人以下	192,000円	1 千万円超	5 0 人超	180,000円	1 千万円超	5 0 人超	150,000円	1 千万円超	5 0 人超	150,000円
1 千万円超	5 0 人超	180,000円	1 億円以下	5 0 人以下	156,000円	1 億円以下	5 0 人以下	130,000円	1 億円以下	5 0 人以下	130,000円
1 億円以下	5 0 人以下	156,000円	1 千万円以下	5 0 人超	144,000円	1 千万円以下	5 0 人超	120,000円	1 千万円以下	5 0 人超	120,000円
1 千万円以下	5 0 人超	144,000円	上記以外の法人等		60,000円	上記以外の法人等		50,000円	上記以外の法人等		50,000円
上記以外の法人等		60,000円	上記以外の法人等		50,000円	上記以外の法人等		50,000円	上記以外の法人等		50,000円
法人税割 制限税率（ 1 4 . 7 % ）			法人税割 標準税率（ 1 2 . 3 % ）			法人税割 左記同様			法人税割 左記同様		

議案第 2 5 号参考資料

3 固定資産税			
前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<p>納税義務者 固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者</p> <p>税率 1.4%（標準税率）</p> <p>課税標準 固定資産税の基準年度価格（土地、家屋、償却資産）</p> <p>納期 ・第1期 4月1日から同月30日まで ・第2期 7月1日から同月31日まで ・第3期 9月1日から同月30日まで ・第4期 12月1日から同月25日まで</p> <p>不均一課税 国際観光ホテル整備法の規定に基づく登録ホテルに対する固定資産税の不均一課税（税率0.7%）</p> <p>固定資産税等過誤納金返還金支払要綱 返還金は、名寄帳の保存年限（10年）の範囲内とする。ただし、納税者が所持する領収書等により還付不能額が確認できないものについてはこの限りでない</p> <p>遡及課税 あり</p>	<p>納税義務者 左記同様</p> <p>税率 左記同様</p> <p>課税標準 左記同様</p> <p>納期 ・第1期 6月1日から同月30日まで ・第2期 8月1日から同月31日まで ・第3期 10月1日から同月31日まで ・第4期 12月1日から同月25日まで</p> <p>不均一課税 なし</p> <p>固定資産税等過誤納金返還金支払要綱 左記同様</p> <p>遡及課税 なし</p>	<p>納税義務者 左記同様</p> <p>税率 左記同様</p> <p>課税標準 左記同様</p> <p>納期 ・第1期 6月1日から同月30日まで ・第2期 7月1日から同月31日まで ・第3期 9月1日から同月30日まで ・第4期 11月1日から同月30日まで</p> <p>不均一課税 国際観光ホテル整備法の規定に基づく登録ホテルに対する固定資産税の不均一課税（税率0.7%）</p> <p>固定資産税等過誤納返還金取扱要綱 返還金については、返還金交付申請のあった日の属する年度から5年前の年度分までとする（10年前までの返還に向けて要綱改正を検討中）</p> <p>遡及課税 左記同様</p>	<p>納税義務者 左記同様</p> <p>税率 左記同様</p> <p>課税標準 左記同様</p> <p>納期 ・第1期 6月1日から同月30日まで ・第2期 9月1日から同月30日まで ・第3期 11月1日から同月30日まで</p> <p>不均一課税 なし</p> <p>固定資産税過誤納返還金取扱要綱 返還金については返還金交付申請のあった日の属する年度から10年前の年度分とする</p> <p>遡及課税 左記同様</p>

議案第25号参考資料

4 軽自動車税

前橋市		大胡町		宮城村		粕川村	
納税義務者 軽自動車等の所有者又は使用者 税率（下表のとおり）		納税義務者 左記同様 税率 左記同様		納税義務者 左記同様 税率 左記同様		納税義務者 左記同様 税率（下表のとおり）	
		単位：円				単位：円	
区分	種別	年額		区分	種別	年額	
原動機付 自転車	総排気量50cc以下のもの	1,000		原動機付 自転車	総排気量50cc以下のもの	1,000	
	総排気量50ccを超え、90cc以下のもの	1,200			総排気量50ccを超え、90cc以下のもの	1,200	
	総排気量90ccを超え、125cc以下のもの	1,600			総排気量90ccを超え、125cc以下のもの	1,600	
	ミニカー	2,500			ミニカー	2,500	
小型特殊 自動車	農耕作業用自動車(トラクター等)	1,600		小型特殊 自動車	農耕作業用自動車(トラクター等)	1,600	
	その他のもの(フォークリフト等)	4,700			その他のもの(フォークリフト等)	4,700	
軽自動車	二輪車(側車付のものを含む)	2,400		軽自動車	二輪車(側車付のものを含む)	2,400	
	三輪車	3,100			三輪車	3,100	
	四輪 自家用	4,000			四輪 自家用	4,000	
	貨物 営業用	3,000			貨物 営業用	3,000	
	四輪 自家用	7,200			四輪 自家用	7,200	
	乗用 営業用	5,500			乗用 営業用	5,500	
二輪の小型自動車		4,000		二輪の小型自動車		4,000	
納期 5月1日から同月31日まで ナンバープレートの再交付 ・ナンバー確認できる破損等 弁償金なし ・ナンバーの盗難、紛失等 弁償金300円 (盗難届出証明書がある場合を除く)		納期 6月1日から同月30日まで ナンバープレートの再交付 左記同様		納期 5月1日から同月31日まで ナンバープレートの再交付 ・ナンバー確認できる破損等 弁償金なし ・ナンバーの盗難、紛失等 弁償金100円 (盗難届出証明書がある場合を除く)		納期 6月1日から同月30日まで ナンバープレートの再交付 左記同様	

議案第 2 5 号参考資料

5 たばこ税

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<p>納税義務者 製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売業者</p> <p>税率 ・旧 3 級品以外 1 本につき 2 . 9 7 7 円 ・旧 3 級品 1 本につき 1 . 4 1 2 円</p> <p>納期 当月の販売分につき、翌月末まで</p>	<p>納税義務者 左記同様</p> <p>税率 左記同様</p> <p>納期 左記同様</p>	<p>納税義務者 左記同様</p> <p>税率 左記同様</p> <p>納期 左記同様</p>	<p>納税義務者 左記同様</p> <p>税率 左記同様</p> <p>納期 左記同様</p>

6 特別土地保有税

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<p>納税義務者 取得後 1 0 年を経過していない土地又は土地の取得に対し当該土地の所有者又は取得者</p> <p>税率 保有分 1 0 0 分の 1 . 4 取得分 1 0 0 分の 3</p> <p>課税標準 土地の修正取得価格</p> <p>免税点 5 , 0 0 0 m<sup>2</sup>未満</p>	<p>納税義務者 左記同様</p> <p>税率 左記同様</p> <p>課税標準 左記同様</p> <p>免税点 左記同様</p>	<p>納税義務者 左記同様</p> <p>税率 左記同様</p> <p>課税標準 左記同様</p> <p>免税点 左記同様</p>	<p>納税義務者 左記同様</p> <p>税率 左記同様</p> <p>課税標準 左記同様</p> <p>免税点 左記同様</p>

議案第 2 5 号参考資料

7 入湯税

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<p>納税義務者 鉱泉浴場における入湯に対し 入湯客に課税する</p> <p>税率 ・宿泊客 150円 ・日帰り客 50円</p> <p>課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場 に入湯する者 ・治療又は療養のために入湯 する者で、医師が発行した書類 等を提示することによりその 旨が確認できるもの</p>	<p>納税義務者 左記同様</p> <p>税率 ・宿泊客 150円 ・日帰り客 なし</p> <p>課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場 に入湯する者</p>	<p>納税義務者 左記同様</p> <p>税率 ・宿泊客 150円 ・日帰り客 120円</p> <p>課税免除 左記同様</p>	<p>納税義務者 左記同様</p> <p>税率 左記同様</p> <p>課税免除 左記同様</p>

8 都市計画税

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<p>納税義務者 都市計画区域のうち市街化区 域内に所在する土地及び家屋 の所有者</p> <p>税率 100分の0.2</p> <p>課税標準 固定資産の価格(土地、家屋)</p> <p>納期 固定資産税の納期と同じ</p>	<p>納税義務者 都市計画区域のうち用途地域 内に所在する土地及び家屋の 所有者</p> <p>税率 左記同様</p> <p>課税標準 左記同様</p> <p>納期 左記同様</p>	なし	左記同様



9 事業所税

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<p>税の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市環境の整備及び改善に関する事業に要する経費に充てる。</li> </ul> <p>対象都市</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政令指定都市</li> <li>・首都圏整備法に規定する既成市街地を有する都市(前橋地域対象外)</li> <li>・人口30万人以上で政令で指定するもの。</li> </ul> <p>平成14年3月30日公布「地方自治法等の一部を改正する法律」により改正された「市町村の合併の特例に関する法律」により、合併が行われた日から起算して、5年を経過する日までの間は政令での指定は行われない。</p> <p>納税義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を行う者又は建築主</li> </ul> <p>課税標準及び税率</p> <p>資産割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所用家屋床面積(m<sup>2</sup>) × 600円(課税最低限1,000m<sup>2</sup>)</li> <li>・事業所用新築家屋床面積(m<sup>2</sup>) × 6,000円(課税最低限2,000m<sup>2</sup>)</li> </ul> <p>従業者割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者給与総額 × 0.25% (課税最低限従業員100人)</li> </ul> <p>従業者に対して課税されるものではなく、事業者に課税される。</p> <p>納期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人：事業年度終了後2ヶ月以内</li> <li>・個人：翌年度3月15日</li> <li>・新增設：新增設の日から2ヶ月以内(建築主)</li> <li>・申告納付</li> </ul>			

1 0 先進地事例	つくば市	福山市	呉市	新発田市
	<p>地方税の税率については、つくば市の制度に統一するものとする。</p> <p>ただし、</p> <p>(1) 個人市町民税の均等割及び法人市町民税の法人税割については、合併特例法第 1 0 条の規定により、合併年度は不均一課税とする。</p> <p>(2) 国民健康保険税の税率については、合併特例法第 1 0 条の規定により、合併年度は不均一課税とし、検討の上、翌年度統一するものとする。</p>	<p>福山市の制度に統一するものとする。</p> <p>ただし</p> <p>個人市民税については、合併年度とそれに続く 3 か年度は、不均一課税を実施する。</p> <p>なお、均等割の税率は福山市は 2,500 円 / 年に、新市町は、2,000 円 / 年とする。</p> <p>法人市民税については、合併年度とそれに続く 3 か年度は、不均一課税を実施する。</p> <p>なお法人税割の税率は、福山市は 14.7% に、新市町は 14.5% とする。</p> <p>ただし、福山市に支店、営業所等がある法人を除く。</p> <p>都市計画税については、福山市は現行のとおりとし、新市町では、合併年度とそれに続く 5 か年度は、課税を免除する。</p> <p>事業所税については、福山市は現行のとおりとし、新市町では、合併年度とそれに続く 5 か年度は、課税を免除する。</p> <p>納税組合奨励金については、合併年度に限り、現行のとおりとする。</p>	<p>地方税は、呉市の制度に統一する。</p> <p>ただし、両市町で税率の異なるものについては、市町村の合併の特例に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度は不均一課税を実施する。</p>	<p>都市計画税、国民健康保険税及び入湯税を除く地方税は、新発田市の制度に統一する。</p> <p>ただし</p> <p>個人市町村民税の均等割及び法人市町村民税の法人税割については、合併特例法第 1 0 条第 1 項の規定により、合併年度及びこれに続く 3 年度は不均一課税とする。</p> <p>国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル等における固定資産税については、不均一課税とする。</p> <p>都市計画税については、合併年度及びこれに続く 3 年度は現行どおりとし、新市で調整する。</p> <p>国民健康保険税については、合併後、新市で税率を改正する。</p> <p>ただし、合併特例法第 1 0 条第 1 項の規定により、平成 1 5 年度は経過措置として不均一課税とし、両市町それぞれの現行の税率とする。</p> <p>なお、国民健康保険税の納期は、平成 1 5 年度は両市町それぞれの現行の納期とする。</p> <p>入湯税については、豊浦町の制度を適用する。</p> <p>ただし、課税免除については、新発田市の制度を適用する。</p>

## 議案第25号参考資料

### 市町村の合併の特例に関する法律

#### (地方税に関する特例)

- 第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。
- 2 合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の前日において地方税法(昭和25年法律第226号)第701条の31第1項第1号イ及びロに掲げる市以外の市又は町村であり、かつ、その人口(同号八に規定する人口をいう。以下この項において同じ。)が30万未満である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が人口30万以上の市であるときは、当該合併市町村に対する同号八の規定による指定は、当該市町村の合併が行われた日から起算して5年を経過する日までの間には行わないものとする。ただし、当該合併市町村の人口が、当該市町村の合併が行われた日の前日における合併関係市町村の人口の状況に勘案して政令で定めるところにより算定した人口以上となつた場合は、この限りでない。

### 地方税法

#### (地方団体の課税権)

第2条 地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。

#### (地方税の賦課徴収に関する規定の形式)

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

#### (市町村が課することができる税目)

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

1. 市町村民税
  2. 固定資産税
  3. 軽自動車税
  4. 市町村たばこ税
  5. 鉱産税
  6. 特別土地保有税
- 3 市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起して、普通税を課することができる。
- 4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。
- 6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。
1. 都市計画税
  2. 水利地益税
  3. 共同施設税
  4. 宅地開発税
  5. 国民健康保険税
- 7 市町村は、第4項及び第5項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。
- (公益等による課税免除及び不均一課税)
- 第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。
- 2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。
- (受益に因る不均一課税及び一部課税)
- 第7条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。
- (市町村の廃置分合があつた場合の課税権の承継)
- 第8条の2 市町村の廃置分合があつた場合(次条第1項本文の規定に該当する場合を除く。)においては、当該廃置分合により消滅した市町村(以下本条において「消滅市町村」という。)に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利(以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。)は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなつた市町村(以下本条において「承継市町村」という。)の区域によつて、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て(異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ。)その他の手続は、それぞれ承継市町村がした賦課徴収その他の手続及び承継市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続とみなす。